

令和7年第2回川西町 議会定例会会議録

令和7年6月17日 火曜日 午前10時05分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 島貫榮次君	企画財政課長補佐（財政担当）石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優徳

事務局長補佐 竹田 紀子

主 任 高橋 知希

議事日程（第3号）

令和7年6月17日 火曜日 午前10時05分開議

日程第 1 議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）から議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について

（予算特別委員会委員長）

日程第 2 議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第40号 坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について

日程第 4 議第41号 財産の取得について

日程第 5 発議第11号 議員の派遣について

日程第 6 発議第12号 特別委員会の設置について

日程第 7 発議第13号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第14号 閉会中の所管事務調査について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回川西町議会定例会第13日目の会議を開きます。

(午前10時05分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付しております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）から議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）から議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該4議案については、本定例会第1日目の6月5日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長鈴木孝之君。

鈴木孝之君。

(予算特別委員長 鈴木孝之君 登壇)

○予算特別委員長 2番、鈴木です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月5日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第35号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等の職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された4議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第35号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案につきまして、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべきお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和7年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第34号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委

員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第35号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第36号 令和7年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第37号 令和7年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2、議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会に委員会付託が原則であります
が、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託

を省略し、本議会で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきましては、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 それでは、私から、議第39号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

まず、1点目、改正の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬が見直されたことを受け、本条例を改正するものでございます。こちら、記載はしておりませんが、この一部改正は、令和7年6月4日で交付、同日施行となってございます。

2点目、改正の内容ですが、別表第3中、選挙長等の報酬等を下記のとおり改正するものでございます。別表の中で、選挙長から開票立会人まで、選挙に係る費用、報酬額について、支給区分、そして報酬額が変更となり、こちら、国の法律に準じて町の条例を改正するものでございます。

(2) として、これまで投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の従事時間が1日に満たない場合の報酬の取扱いについて、別に定める旨を追加で規定したるものでございます。

3の施行期日は、公布の日から施行することになりますので、次の選挙からこちらの改正の内容が適用されるという内容でございます。

説明は以上です。

○議長 本案に対する質疑を許します。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

文中では、国會議員の選挙等ということでございますけれども、ほかの選挙、県議選、町議選、町長選、首長選挙、そういうものには該当するというか、新たにまた条例を定めなければいけないのか、その辺をお聞きします。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

今回、町の条例を改正いたしますので、今後、国の選挙のみならず、地方選挙においても、こちらの表が適用されることとなります。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第40号 坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第40号 坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について、これを議題いたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則ですが、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本議会で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第40号 坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、提案するものであります。

内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第40号 坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

令和7年6月3日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した坂水橋橋梁撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、坂水橋橋梁撤去工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、1億1,000万円。

4、契約の相手方、山形県南陽市三間通1248番地、株式会社松田組、代表取締役松田孝一。本日付提出、町長名でございます。

続いて、建設工事請負仮契約書になります。

工事名、坂水橋橋梁撤去工事。

工事場所、川西町大字下平柳地内。

工期、本契約の効力を生じた日から令和8年3月19日まで。

請負代金額、1億1,000万円。

中段の2番でございますが、2、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

契約日につきましては、令和7年6月6日でございます。

発注者、川西町長、受注者については、株式会社松田組でございます。

それでは、工事の概要につきまして、平面図、側面図を用いてご説明申し上げます。

令和7年の施工延長でございますが、132.12メートルということで、平面図の赤色の部分でございますが、床版、また防護柵、主桁の撤去を132.12メートル行うものでございます。

また、側面図でございますが、側面図の一番左でございますが、A1ということで橋台、また、次のP1、P2ということで橋脚を2橋脚分、令和7年、撤去するものでございます。

事業は令和7年・8年度の2か年を考えて、予定しているところでございます。

工事中はもちろんでございますが、工事終わって撤去してからも、歩行者や車両等、誤つて入ることのないよう、安全配慮には徹底して事業を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第41号 財産の取得について

○議長 日程第4、議第41号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本議会で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第41号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 議第41号 財産の取得について、私から説明を申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

令和7年6月3日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した資機材搬送車の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、資機材搬送車。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、899万9,100円。
- 4、契約の相手方、山形県米沢市中田町612番地、山形日産自動車株式会社米沢店、店長鈴木克己。

本日付提出、町長名でございます。

こちら、物品購入仮契約書、発注者、受注者については、発注者、町長、受注者、山形日産自動車株式会社米沢店でございます。

こちらの説明文の2段目、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

下に詳細を記載しております。

物品名、資機材運搬車。

数量、5台。

1台当たりの単価、163万6,200円。

契約金額、899万9,100円でございます。

納入期限、令和7年12月10日。

納入場所、庁内でございます。

内容について、別添資料で概要で説明をさせていただきます。

まず、1の目的でございますが、消防団組織の再編及び多様化する災害に対応するため、消防団活動の機動力の強化を目的として、車両化を図るものでございます。

概要、資機材搬送車は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに緊急自動車として承認が得られるものでございます。

3の配備ポンプ庫、5台ですので、5か所に配備をいたします。小松地区については2台、第1分団第2部2班、第1分団第3部2班、中郡地区2台、第4分団第1部1班、第4分団第3部2班、玉庭地区1台、第5分団第3部1班に配置する予定でございます。

4の主な規格・性能及び仕様でございます。

まず、(1)の車両でございますが、アの軽四輪駆動トラック、荷台三方開き、以下、オ

まで記載のとおりでございます。

(2) 主な附属品並びに艤装として、アの赤色回転灯からキのリア4枚リーフスプリングまでの内容となってございます。

なお、こちら、5の車両図面として、正面から見た図、横から見た図、そして後方からの展開図、こちらに記載しているとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第11号 議員の派遣について

○議長 日程第5、発議第11号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 9番です。

私より、発議第11号 議員の派遣についてご説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年6月13日付提出でございます。

提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

朗読をもってご提案申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、川西町議会意見交換会。

(1) 目的、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催し、広聴広報活動の充実に努める。

(2) 派遣場所、犬川地区交流センター、玉庭地区交流センター、東沢地区交流センター、吉島地区交流センター。

(3) 期間、令和7年8月19日、20日。両日でございます。

(4) 派遣議員につきましては、議員全員でございます。

以上、提案を申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第12号 特別委員会の設置について

○議長 日程第6、発議第12号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

事務局長に事案を朗読させます。

鈴木事務局長。

○議会事務局長 それでは、命によりまして、私より議案を朗読させていただきます。

発議第12号 特別委員会の設置について。

川西町議会委員会条例第5条の規定により、下記の特別委員会を設置する。

記。

1、委員会の名称、議会活性化調査特別委員会。

2、委員会の定数、議長を除く11人。

3、委員会の設置期間、令和8年第1回川西町議会定例会までの間。

4、委員会の審査事件、議会活性化に関する調査研究。

本日付提出、議長名でございます。

以上であります。

○議長 お諮りいたします。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

発議第12号 特別委員会の設置について、本案のとおり議会活性化調査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、設置期間までの間、議会活性化に関する調査研究を行うため、議会活性化調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされており、これより休憩に入り、休憩中に本議場において議会活性化調査特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時25分)

◎特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について。

休憩中、議会活性化調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会活性化調査特別委員会委員長、遠藤明子さん、同副委員長、伊藤進君。

以上のとおりであります。

◎発議第13号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第13号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第13号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上で全日程を終了いたしましたが、先ほど、議会活性化調査特別委員会において、閉会中の所管事務調査について検討され、申出がありましたので、日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで議案調整のため、暫時休憩いたします。

(午前11時27分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

◎発議第14号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第1、発議第14号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議会活性化調査特別委員会において検討され、申出があったものであります。これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第14号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和7年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時29分)